

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○お知らせ

・新年挨拶

・令和5年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修(基礎講習会)のご案内

・令和5年度集団指導のお知らせ(介護保険・医療系)

・令和4年度指導検査報告書の公表のお知らせ

・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

・令和5年度 訪問看護にかかる支援策について

・介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業(R5下半期分)のご案内

・GビズIDの取得にご協力ください。

・要介護度等改善促進事業～報奨金の交付申請の受付を開始します！

令和6年1月1日発行 第234号

新年挨拶

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、約3年に及ぶ新型コロナウイルスとの闘いに区切りがついた年でしたが、インフルエンザの流行や物価高騰など、大変な状況の中、介護サービス事業者の皆様には、様々な対策を講じながら、必要なサービスを継続して提供していただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

さて、昨年は、6月に共生社会の実現を目的とする認知症基本法が成立、9月にはアルツハイマー病の新治療薬「レカネマブ」が薬事承認されるなど、高齢者施策に関して大きな動きがありました。

また、介護保険制度の見直しに向け、社会保障審議会介護給付費分科会においては、「地域包括ケアシステムの進化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」などについて議論が行われました。

今後は、同分科会が取りまとめた意見を踏まえて、介護保険法をはじめ関係法令の改正が行われるとともに、こうした制度改正等や地域分析の状況を踏まえ、保険者において、第9期介護保険事業計画を策定する年となります。

都においても、第9期東京都高齢者保健福祉計画において、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を策定してまいります。

また、国に対しては、昨年10月、介護報酬等に関する緊急提言を実施し、大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直しや、介護事業者が介護人材の確保・育成定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬等することなどを要望しました。介護保険が高齢者やその家族、事業者の実態に即した制度・サービスになるよう、今後も国に対し提案を行ってまいります。

今年も、利用者が安心して介護サービスを利用し、地域で支え合いながら高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けことができるよう、介護サービス事業者及び区市町村の皆様と力を合わせ様々な取組を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

東京都福祉局高齢者施策推進部長 花本 由紀

○令和5年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修(基礎講習会)のご案内

1 講習内容

福祉用具と住宅改修、介護保険における住宅改修、福祉用具の見学と体験

* 福祉用具メーカーの協力により、福祉用具を実際に見て、触れることができます。

福祉用具の説明も受けられます。

2 受講対象

新任の介護支援専門員

介護支援専門員実務研修受講者

現任の介護支援専門員

その他受講を希望される方

3 講習日時

令和6年3月7日(木) 10:00~16:45

4 講師

創価大学名誉教授 和田光一氏

5 定員

100名

6 受講料

2,000円

7 申込期限

令和6年2月22日(木)

* 申込書及び詳細は、下記の財団ホームページを御覧ください。

https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_caremanager/

【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

○ 令和5年度集団指導のお知らせ(介護保険・医療系)

介護保険法の指定事業者及び施設のうち医療系の開設者に対する集団指導を実施しております。6つの種別(訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・介護医療院・介護療養型医療施設・短期入所療養介護)の対象事業所に対してメールまたは郵送にて実施通知を送付いたしましたので、受け取りましたら速やかに受講してください。

なお、今年度から原則として指導検査業務システム(事業者ポータル)を利用し、期限までに動画を視聴して受講確認アンケートに回答していただく方法で受講していただきます。

回答期限は令和6年2月13日(火)までとなります。ご協力のほどお願いいたします。

動画やテキストについて参照される場合は、以下のホームページをご覧ください。

【 介護機関指導担当のホームページ 】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/shidou/shidou1/shidou3/oshirase/kaigo_shidou.html

【問い合わせ先】

東京都福祉局 指導監査部 指導第一課 介護機関指導担当

電話:03-5320-4284、4278

メールアドレス:S1140302@section.metro.tokyo.jp

○令和4年度指導検査報告書の公表のお知らせ

お知らせ

東京都福祉局指導監査部指導調整課は、「令和4年度 指導検査報告書」を局ホームページに公表しました。都では、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等、多様な事業者が提供する福祉・医療サービスを都民が安心して持続的に利用できるように、施設・事業者別に、それぞれの根拠法や基準・諸通知等に基づいて指導検査を実施しています。

本報告書は、事業者や医療機関等における課題の早期発見と自主的な改善を促すことや都民の皆様には福祉・医療サービスの課題を知っていただきたいという目的のため、令和4年度に社会福祉法人、施設や保険医療機関等を対象に実施した指導検査等の結果をまとめたものです。

社会福祉法人、施設等の種別ごとに指摘の多かった事項や、指導検査実施方針に定める指導検査の重点項目等に関連した実際の指導事例を紹介しています。また、監査等の実施状況や主な処分等事例について記述するとともに、令和5年度の指導検査実施方針を参考として掲載しています。

下記の URL からご覧いただければ幸いです。

※ホームページ URL:

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/shidoukensahoukokusyo/r4houkokusyo.html>

【 問合せ先 】

東京都 福祉局 指導監査部 指導調整課 指導調整担当

電話: 03-5320-4051

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2023年4月1日から2024年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2023年4月1日から2024年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/koure.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

○ 令和5年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和5年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

🔍 東京都訪問看護推進総合事業

<R5年度東京都訪問看護推進総合事業>

| | 事業名 | 申請期限等 |
|-------|--|---|
| 補助金事業 | (1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア) | 新たに受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上申請してください。 最終締切: 令和6年2月9日(金) 必着 |
| | (2)-1 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 【研修代替職員確保への支援】 | 6月以降新規開設したステーション等は研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請してください。 最終締切: 令和6年2月9日(金) 必着 |
| | (2)-2 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 【産休等代替職員確保への支援】 | 6月以降に看護職員が産休等で休業することになったステーション等は代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請してください。 最終締切: 令和6年2月9日(金) 必着 |
| | 東京都開設準備経費等支援事業 ★訪問看護ステーションの大規模化又はサテライト型事業所の設置に伴い、事業所の専用面積の増加かつ看護職員の増員がある場合に限ります。 | ※開設前6か月に係る経費であり、かつ補助事業期間内に支出された経費が対象です。 ※ホームページをご確認の上、下記問い合わせ先までご連絡ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kikin/kaisetujyunbi.html 最終締切: 令和6年2月9日(金) 必着 |
| | 東京都訪問看護教育ステーション | 訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください。 |

「東京都訪問看護教育ステーション事業」

訪問看護ステーション新任訪問看護師交流会の開催

東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの新任訪問看護師の方を対象とした交流会を開催します。

【対象】新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師

【内容】新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。

【参加費】 無料

【お申込み方法】「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへ直接お申込みください。

第4回(実施者:訪問看護ステーションはーと)

【日時】令和6年1月20日(土) 午後1時00分から午後3時30分まで

【テーマ】排便コントロールを通して生活を整える

(前半)講演 (後半)グループワーク

【講師】訪問看護ステーションはーと

富岡里江氏(訪問看護認定看護師)

【会場】暮らしの保健室らら(笑和の郷1階)(葛飾区東金町3-41-27)

【定員】10名

【参加費】実費(お茶代として500円)

【申込締切】令和6年1月10日(水)

【申込先】下記申込フォームまたはQRコードからお申込みください。

https://docs.google.com/forms/d/1dznkY8ZNY4xvfcf1L2dhyg_LhwVsGGuOOdVkJ9TWE_Y/edit



上記のほか、令和6年2月までに1回予定しています。

詳細は、決定次第、以下東京都ホームページ等でご案内します。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouikukouryukai.html>

その他の取組

訪問看護オンデマンド研修の動画公開中

令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。
訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご利用ください！

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>



※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216

○介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業(R5 下半期分)のご案内

東京都では、物価高騰等に直面する通所・訪問系介護サービス事業所及び高齢者施設等を支援することを目的として、支援金事業を実施しております。先般令和5年4月～9月分の申請の受付を行ったところですが、この度、10月～3月分につきましても、支援金の交付を行うこととなりましたので、ご案内いたします。

1 介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業支援金

(1)事業概要

原油価格高騰の影響を受けながらも継続して介護サービスを安定的に提供している事業所等を支援するため、利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する車両の燃料費用(高騰相当分)に対し、一定額の支援金を交付します。

(2)対象サービス(地方公共団体が設置したものは除く。)

① 通所系介護サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

② 訪問系介護サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援

2 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業支援金

(1)事業概要

物価高騰等に直面する都内の高齢者施設を支援することを目的として、「物価高騰対策支援金」を交付します。

(2)対象施設(地方公共団体が設置したものは除く。)

・介護老人福祉施設(定員 29 名以下は除く。)

・介護老人保健施設

・介護医療院

・養護老人ホーム

・軽費老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム及び都市型軽費老人ホームは除く)

3 申請期間(予定)

令和 6 年 1 月 15 日(月曜日) から 2 月 9 日(金曜日)18 時まで

[事業の概要、お問い合わせ先等支援金の詳細については下記の東京都ホームページに掲載いたし](#)

[ますので、ご確認ください。](#)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kaigo_bukkakoutou.html



○GビズIDの取得にご協力ください

お知らせ

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めています。

今年度から、サービス提供体制確保事業や要介護度等改善促進事業などの補助金の申請受付を電子化するほか、事業所の新規指定申請・更新申請・変更届について、段階的に電子申請とする予定です。

これらの電子申請にあたってはGビズIDの取得が必要になります。下記〈ポイント〉の記載のとおり、ID取得には申請書類準備とデジタル庁の審査に時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

特に、令和6年度以降に新規指定申請を予定されている事業者の方は、①GビズIDの取得と、②登記情報提供サービスの利用申し込みを完了させたいうえで、申請書を提出するようお願いします。

〈ポイント〉

- ・GビズIDは、行政サービスにログインするための共通認証システムで、以下のリンク先、デジタル庁のホームページから申請します。
デジタル庁ホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・IDの申請は事業者(法人)単位で行っていただきます。
- ・GビズIDには、メンバーとプライムがあり、補助金申請等にはプライムの取得が必要です。
- ・申請には印鑑証明書(原本)が必要で、書類審査は原則2週間以内とされていますが、補助金等の締切りまでに余裕を持った申請をお願いします。



〈その他〉

- ・事業所の新規指定申請を行うためには、添付書類の登記事項証明書を電子データで提出するため、GビズIDの他に、登記情報提供サービスの利用申し込みも必要です。
- ・以下リンク先の一般社団法人民事法務協会のホームページから申請します。
一般社団法人民事法務協会のホームページ：<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



〈お問合せ先〉

- ・GビズIDに関すること

GビズIDヘルプデスク 0570-023-797

【受付時間】9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

メールでもお問合せ可能です。(下記URL参照)

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

- ・登記情報提供サービスに関すること

一般財団法人 民事法務協会 0570-020-220

【受付時間】8:30～18:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

Web フォームや FAX でもお問合せ可能です。(下記URL参照)

https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyuu.html

○要介護度等改善促進事業～報奨金の交付申請の受付を開始します！

お知らせ

利用者の ADL(日常生活動作)及び要介護度の維持・改善に資する取組を行った事業者に対し、都独自に報奨金を支給することにより、要介護高齢者の自立支援及び重度化防止の取組を促進します。

ADL 維持等加算を算定している場合には、基礎分として 20 万円を支給し、加えて、要介護度の維持・改善が客観的に認められる場合には、加算分としてさらに 10 万円(維持)又は 20 万円(改善)を支給します。

1 報奨金交付対象事業所

令和 5 年 4 月 1 日時点で都内で事業所としての指定を受け、下記介護サービスを提供しており、かつ介護報酬におけるADL維持等加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定している事業所

【対象サービス】

- ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護
- ・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設

2 交付申請期間

令和6年1月4日(木)から令和6年1月31日(水)まで

3 申請方法

郵送による申請又は jGrants による電子申請

※詳細は下記の都 HP からご確認ください。

URL : <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/housyoukin.html>

4 問合せ先

東京都要介護度等改善促進事業 審査事務局(平日9時から18時まで)

問い合わせフォーム : <https://send-tokyo.inboundtechlp.com/contact-form/>

電 話:0120-559-003

※事務局は、東京都が株式会社インバウンドテックに委託をして運営しています。

【編集兼発行】 東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

TEL 03-5320-4291、FAX 03-5388-1395